

⑮ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書

提出
時期

公表事項を新たに追加する
又は変更しようとするとき

インボイス発行事業者の公表に当たり、国税庁ホームページでの公表事項について、次のいずれかを希望する場合は、「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書**」を納税地の所轄税務署長に提出します

e-Tax をご利用いただくと手続きがスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

- ・ 個人事業者の氏名について、「住民票に併記されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）

旧姓について、住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、旧姓(氏)での公表をすることができます。既に公表サイトに氏名が公表されている方についても同様の手続きにより、旧姓(氏)での氏名の公表が可能です。

⑯ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項 変更届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

インボイス発行事業者の「氏名又は名称」や、「本店又は主たる事務所の所在地」（法人の場合のみ）に変更があった場合には、「**適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

e-Tax をご利用いただくと手続きがスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

なお、法人が「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、上記届出書の提出は不要となります。

* 個人事業者の氏名について「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」等、「⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」の提出により公表している場合の変更は、「⑮適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」により行うことが必要です。